



令和4年12月26日

総合政策局物流政策課

産業競争力強化法に基づく「事業適応計画」の認定について

国土交通省は、センコー株式会社から申請のあった産業競争力強化法に基づく「事業適応計画」について、令和4年12月21日付で認定を行いました。

1. 事業適応計画の認定

申請者から令和4年12月19日付で提出された「事業適応計画」について、産業競争力強化法第21条の15第4項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第12項に規定する事業適応を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業適応計画」の認定を行いました。今回の認定により、新設備導入に対して、5%の税額控除又は50%の特別償却の措置を受けることが可能となります。

2. 事業適応計画の実施時期

開始時期 令和5年1月 ~ 終了時期 令和7年3月

3. 申請者の概要

名称：センコー株式会社

資本金：100億円

代表者：杉本 健司

本社所在地：大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番30号

4. 事業適応の概要

今般、拠点への太陽光発電設備の設置によるCO2排出量の抑制と環境対応車両の導入による燃料消費量の削減を行うことで、炭素生産性を向上し、基準年度と比較して、最終的に炭素生産性を8.5%向上させることとしています。

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課（物流産業室） 小野塚

TEL：03-5253-8111（内線：25-314）

（直通）03-5253-8300（物流産業室）

FAX：03-5253-1559

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年12月21日

2. 認定事業適応事業者の名称

センコー 株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

太陽光発電設備の設置によるCO2排出量の抑制と環境対応車両の導入による燃料消費量の削減を行うことで、炭素生産性を向上させる。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和6年度（2024年度）において、炭素生産性を8.5%向上させることを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性については、令和6年度（2024年度）において、経常収入>経常支出を目標としている。

(4) 事業適応の種類

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

「47：倉庫事業」

（選定の理由）

同社は保管から流通加工・配送・保管など物流サービスを幅広く展開する事業者であつて、倉庫事業では、普通倉庫での保管業務を中心に展開しており、今後も引き続き、同事業を同社の柱として位置づけ、より便利で、より豊かな役務の提供を加速させていくため、事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

拠点への太陽光発電設備の設置による CO2 排出量の抑制と環境対応車両の導入による燃料消費量の削減を行うことで、炭素生産性を向上し、基準年度と比較して、最終的に炭素生産性を 8.5%向上させることを目標とする。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 5 年 1 月

終了時期：令和 7 年 3 月